

EV普通充電設備をリースにより整備する場合に提出

共同申請同意書

書類の作成日を記載

令和8年5月7日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

なお、誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（別表3 第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

申請者を記載

| | | |
|----------------|--|--|
| リース事業者 | 法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名 | 〇〇リース株式会社 代表取締役 ×× ×× |
| リースで整備する設備の使用者 | 住所 （法人又は管理組合の場合は所在地） | 横浜市中区〇〇1-2-3 |
| | フリガナ 氏名 （法人又は管理組合の場合は名称及び代表者の職・氏名） | △△ジュテノンカブシキガイシャ △△充電株式会社 代表取締役 神奈川 花子 |
| | 生年月日及び性別 （個人又は個人事業者の場合は記載） | T・S・H 年 月 日生 男 ・ 女 |

使用者が法人格を有しない管理組合、個人又は個人事業者の場合は記載

(同意事項)

- ・ 審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・ 補助金はリース事業者に交付されること。
- ・ リース事業者は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）に記載した方法により、使用者に補助金相当額を還元すること。
- ・ リース事業者及び使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- ・ 要綱第21条の規定に基づき県が調査を行う場合、リース事業者及び使用者は、共に調査に協力すること。
- ・ 第3号補助事業（公共用）に該当する場合は、補助事業で設置する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等で公表すること。

(誓約事項)

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）、その他の土地及び建物の権原並びに土地の規制に関する法令など、法令を遵守すること。